

事 務 連 絡
令和2年3月11日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食品流通課

臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている
学校給食関係事業者に対する配慮について（依頼）

この度、政府による全国一斉臨時休業の要請を踏まえ、大多数の学校において臨時休業の措置が取られており、これに伴い学校給食が休止されたことにより、学校給食関係事業者にも様々な影響が生じています。

学校再開後も安定的に学校給食を提供することは、児童生徒の心身の健全な発達に極めて重要であるため、この度取りまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、学校給食も含めた関係事業者に対して、補助制度や金融支援等により幅広く支援を講じることとしています。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業に対する官公需の発注に当たっては、別添のとおり、既に中小企業庁長官から各都道府県知事等に対して、特段の配慮の要請が行われているところです。

については、学校の設置者におかれても、別添の要請に準じて、学校給食関係事業者に対する特段のご配慮をお願い申し上げます。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、本件について周知くださるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係、庶務・助成係

TEL：03-5253-4111（内線2694、2692）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

20200302中庁第4号
令和2年3月3日

各府省等中小企業官公需担当官 殿

中小企業庁長官

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。

政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

つきましては、貴府省等の官公需の発注にあたっては、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、契約の着実な履行はもとより、下記の事項に関する特段の御配慮についてお願い申し上げます。また、本内容に関しては、所管各部署（地方支分部局を含む。）及び独立行政法人等の契約担当窓口に至るまで、周知徹底していただくよう、お願いいたします。

記

1. 柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払

国等は、中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めるものとする。

2. 適切な予定価格の見直し

国等は、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うものとする。

3. 官公需相談窓口における相談対応

国等は、官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応するものとする。

以上

20200302中庁第4号
令和2年3月3日

各都道府県知事 殿

中小企業庁長官

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。

政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

こうした状況の中、国等の官公需の発注にあたっては、本日付けで各府省等に対して、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮について要請しております。貴都道府県におかれましても、官公需の発注にあたっては、別添の国等への要請に準じて、契約の着実な履行はもとより、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、貴都道府県下の人口10万人以上の市及び特別区（東京都のみ）宛てには、別途通知しておりますが、加えて、各市（区）町村に対し、上記の趣旨を周知いただきますようお願い申し上げます。

20200302中庁第4号
令和2年3月3日

人口10万人以上の市の長及び特別区の長 殿

中小企業庁長官

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について（要請）

官公需に関する中小企業・小規模事業者の受注機会の増大につきまして、平素より格段の御配慮を頂き御礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。

政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じることとなりました。

こうした状況の中、国等の官公需の発注にあたっては、本日付けで各府省等に対して、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特段の配慮について要請しております。貴市及び貴区におかれましても、別添の国等への要請に準じて、契約の着実な履行はもとより、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する特段の御配慮をお願い申し上げます。